

### 3 勤務条件（給与以外）等（平成26年4月1日現在）

#### （1）勤務時間（参照：P15）

市町村の一般職員の一週間の勤務時間は、県内の全団体（37市17町村）が38時間45分となっている。

休憩時間は、県内の全団体（37市17町村）で廃止されている。

休憩時間は、60分の団体が33市17町村、45分の団体が4市である（表1）。

表1 休憩時間

区分	60分	45分	合計
市	33	4	37
町村	17	0	17
合計	50	4	54

---

#### 【用語の解説】

##### 「勤務時間」

労働基準法第32条において、労働時間は原則として一週間につき40時間、一日につき8時間を超えてはならないことが規定されており、この範囲内で、地方公務員法の根本原則に則り、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮しながら（均衡の原則・第24条第5項）、条例で定めなければならない（条例主義の原則・同条第6項）。

国家公務員は、平成21年4月1日から一週間の勤務時間が38時間45分になった。

千葉県職員は、平成21年9月1日から一週間の勤務時間が38時間45分になった。

##### 「休憩時間と休憩時間」

休憩時間とは、勤務の義務があり、給与支給の対象である正規の勤務時間内に設定される休息のための時間である。なお、休憩時間については、国及び千葉県においては既に廃止されている。

休憩時間とは、勤務の義務が課されておらず、自己の時間として自由に利用できる時間で、給与支給の対象とはされていない（労働基準法で、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を与えるよう規定）。

## (2) 休暇 (参照: P 16、17)

市町村の特別休暇等の状況は、表2のとおりである。  
公民としての権利行使、証人等として出頭、骨髓提供休暇、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、子の保育、妻の出産、子の看護、短期介護休暇、夏季休暇については、すべての市町村で制度化している。

表2 特別休暇等(一部職務専念義務免除を含む)

事由	制度あり			制度なし		
	市	町村	計	市	町村	計
1 公民としての権利行使	37	17	54	0	0	0
2 証人等として出頭	37	17	54	0	0	0
3 骨髓提供休暇	37	17	54	0	0	0
4 ボランティア休暇	37	15	52	0	2	2
5 結婚休暇	37	17	54	0	0	0
6 産前休暇	37	17	54	0	0	0
7 産後休暇	37	17	54	0	0	0
8 子の保育	37	17	54	0	0	0
9 妻の出産	37	17	54	0	0	0
10 育児参加	29	15	44	8	2	10
11 子の看護	37	17	54	0	0	0
12 短期介護休暇	37	17	54	0	0	0
13 夏季休暇	37	17	54	0	0	0
14 組合休暇	33	9	42	4	8	12
15 リフレッシュ休暇	35	9	44	2	8	10
16 妊娠障害(つわり)	12	10	22	25	7	32
17 生理休暇	34	15	49	3	2	5
18 母親学級・父親学級への参加	11	15	26	26	2	28
19 病気(療養)休暇	37	17	54	0	0	0
20 介護休暇	37	17	54	0	0	0

### 【用語の解説】

#### 「特別休暇」

国においては、「職員側の私生活上の事由によって勤務できない状態におかれた場合のうち、その勤務しないことを正当化することが、人倫上、社会慣習上やむを得ないものと認められ、かつ勤務条件として法律又は人事院規則をもって保障するにふさわしいもの」とされており、地方公務員において認められる範囲も、国の規定に準じて厳格に条例及び規則で規定する必要がある。

#### 「職務専念義務免除」

地方公務員法第35条で、法律又は条例に定めがある場合を除き、職員に職務専念義務があることが規定されている。

職務専念義務の免除は、服務上職員を勤務させないことが適当な場合として使用者に課せられた義務であり、職員の権利として勤務条件の中で保障されている休暇とは異なる側面を持つ。

#### 「組合休暇」

職員が適法な交渉を行う際に認められる休暇。無給。

#### 「リフレッシュ休暇」

勤続年数の節目となる年に健康増進、自己啓発等を図ることを目的に付与される休暇。

#### 「母親学級・父親学級」

保健所、市町村及び病院等が主催する母親学級又は父親学級に参加する場合に付与される休暇。

### (3) 安全衛生管理体制（参照：P18、19）

職員の心身の故障などに対する対策の必要性が増す中、町村における衛生委員会の設置率が70.6%にとどまるなど、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制の整備が不十分な団体がある。

#### ○安全衛生管理体制の整備状況(千葉市を含む全市町村・一部事務組合・広域連合)

区分	総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者		
	要選任事業所	選任事業所	選任率%	要選任事業所	選任事業所	選任率%	要選任事業所	選任事業所	選任率%
市	11	11	100.0	14	13	92.9	149	149	100.0
町村	0	0	-	0	0	-	18	17	94.4
市町村計	11	11	100.0	14	13	92.9	167	166	99.4
一部事務組合等	0	0	-	3	3	100.0	19	17	89.5
合計	11	11	100.0	17	16	94.1	186	183	98.4

区分	安全衛生推進者等			産業医			衛生委員会		
	要選任事業所	選任事業所	選任率%	要選任事業所	選任事業所	選任率%	要設置事業所	設置事業所	設置率%
市	1,674	1,620	96.8	149	148	99.3	149	146	98.0
町村	116	105	90.5	18	13	72.2	17	12	70.6
市町村計	1,790	1,725	96.4	167	161	96.4	166	158	95.2
一部事務組合等	74	74	100.0	19	18	94.7	19	17	89.5
合計	1,864	1,799	96.5	186	179	96.2	185	175	94.6

区分	安全委員会		
	要設置事業所	設置事業所	設置率%
市	7	7	100.0
町村	1	0	-
市町村計	8	7	87.5
一部事務組合等	0	0	-
合計	8	7	87.5

---

#### **【用語の説明】**

##### **「安全衛生管理体制」**

労働安全衛生法(地方公務員にも原則適用あり)において、事業者には労働災害及び労働者の健康障害を防止するための管理体制を整備することが義務付けられており、事業場の種類・規模に応じ、管理者、委員会等必要な組織が定められている。

(参考)団体別勤務条件(給与以外)等一覧

表 I - 3-1 勤務時間、休息時間の廃止、休憩時間

平成26年4月1日現在

団体名	1週間の正規の勤務時間	勤務時間の改正時期		休息時間の廃止時期		休憩時間	
		~H20. 4. 1	H21. 4. 1	~H22. 4. 1	~H20. 4. 1	~H21. 4. 1	休憩時間
千葉市	38:45	○			○		12:00-13:00 60
銚子市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
市川市	38:45	○			○		12:00-13:00 60
船橋市	38:45	○			○		12:15-13:00 45
館山市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
木更津市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
松戸市	38:45	○			○		12:15-13:00 45
野田市	38:45		○			○	12:00-13:00 60
茂原市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
成田市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
佐倉市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
東金市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
旭市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
習志野市	38:45	○			○		12:00-13:00 60
柏市	38:45	○			○		12:00-13:00 60
勝浦市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
市原市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
流山市	38:45	○			○		12:00-13:00 60
八千代市	38:45	○			○		12:00-13:00 60
我孫子市	38:45	○			○		12:15-13:00 45
鴨川市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
鎌ヶ谷市	38:45		○			○	12:00-13:00 60
君津市	38:45		○			○	12:00-13:00 60
富津市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
浦安市	38:45	○			○		12:15-13:00 45
四街道市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
袖ヶ浦市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
八街市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
印西市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
白井市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
富里市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
南房総市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
匝瑳市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
香取市	38:45		○		○		12:00-13:00 60
山武市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
いすみ市	38:45			○	○		12:00-13:00 60
大網白里市	38:45		○			○	12:00-13:00 60
酒々井町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
栄町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
神崎町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
多古町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
東庄町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
九十九里町	38:45		○		○		12:00-13:00 60
芝山町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
横芝光町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
一宮町	38:45		○		○		12:00-13:00 60
睦沢町	38:45		○		○		12:00-13:00 60
長生村	38:45		○		○		12:00-13:00 60
白子町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
長柄町	38:45		○		○		12:00-13:00 60
長南町	38:45		○		○		12:00-13:00 60
大多喜町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
御宿町	38:45			○	○		12:00-13:00 60
鋸南町	38:45			○	○		12:00-13:00 60

表 I-3-2 休暇等(その1)

平成26年4月1日現在

市町村名	1 公民としての権利行使	2 証人等として出頭	3 骨髓提供休暇	4 ボランティア休暇	5 結婚休暇	6 産前休暇	7 産後休暇	8 子の保育		9 妻の出産	10 育児参加	11 子の看護
	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与日数	付与時間	(対生象後期)間	付与日数	付与日数	付与日数
千葉市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	90分	1年	5日	5日	5日
銚子市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	90分	1年6月	3日	5日	5日
市川市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	90分	3年	5日	5日	5日
船橋市	必要	必要	必要	5日	8日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	5日
館山市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	60分	1年	3日	—	5日
木更津市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	4日	5日
松戸市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
野田市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	90分	1年	5日	—	7日
茂原市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
成田市	必要	必要	必要	5日	5日	7週間	9週間	90分	1年6月	3日	—	5日
佐倉市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	90分	1年6月	2日	5日	5日
東金市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	—	7日
旭市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分	1年6月	2日	5日	5日
習志野市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	9週間	90分	1年	3日	—	5日
柏市	必要	必要	必要	5日	6日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	5日
勝浦市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
市原市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年3月	合わせて7日		
流山市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	7日
八千代市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
我孫子市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	合わせて15日		
鴨川市	必要	必要	必要	10日	7日	8週間	8週間	90分	3年	5日	—	5日
鎌ヶ谷市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	60分	1年	3日	—	7日
君津市	必要	必要	必要	5日	8日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	合わせて7日		
富津市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	合わせて7日		
浦安市	必要	必要	必要	5日	8日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
四街道市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
袖ヶ浦市	必要	必要	必要	5日	6日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
八街市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
印西市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	—	5日
白井市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
富里市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
南房総市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分	1年6月	3日	5日	5日
匝瑳市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	合わせて7日	
香取市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分	1年	3日	5日	7日
山武市	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	5日	7日
いすみ市	必要	必要	必要	5日	7日	7週間	8週間	120分	1年6月	3日	5日	5日
大網白里市	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年6月	3日	合わせて7日	
酒々井町	必要	必要	必要	7日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
栄町	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	90分/60分	1年6月/3年	合わせて7日		
神崎町	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	90分	1年6月	3日	—	5日
多古町	必要	必要	必要	5日	7日	7週間	8週間	90分	1年	2日	5日	5日
東庄町	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	5日
九十九里町	必要	必要	必要	—	7日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	合わせて7日	
芝山町	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	5日	5日	5日
横芝光町	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	120分	1年6月	2日	5日	5日
一宮町	必要	必要	必要	—	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	—	5日
睦沢町	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分	1年	3日	5日	5日
長生村	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年6月	3日	5日	5日
白子町	必要	必要	必要	5日	7日	8週間	8週間	120分/60分	1年6月/3年	合わせて7日		
長柄町	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
長南町	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	3日	5日	5日
大多喜町	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	60分	1年	2日	5日	5日
御宿町	必要	必要	必要	5日	5日	6週間	8週間	90分	1年	2日	5日	5日
鋸南町	必要	必要	必要	5日	5日	8週間	8週間	90分	1年	3日	5日	5日

※ 「—」は、該当する休暇制度がないことを示す

※ 付与日数の「必要」は、「任命権者が必要と認める期間」

表 I-3-2 休暇等(その2)

平成26年4月1日現在

市町村名	12 短期 介護休 暇	13 夏季 休暇	14 組合 休暇	15 リフレッシュ休暇							16 妊娠 障害	17 生理 休暇	18 母親 学級・父 親学級	19 病気 (療養)休 暇	20 介護 休暇
	付 与 日 数	付 与 日 数	付 与 日 数	付与日数							付 与 日 数	付 与 日 数	付 与 時 間	付 与 日 数	付 与 日 数
				10年	15年	20年	25年	30年	35年	定年時					
千葉市	5日	6日	30日		3日		3日				6日	7日	2日	—	A
銚子市	5日	7日	30日			10日		10日			20日	—	2日	—	B
市川市	5日	8日	30日		2日	3日	3日	5日			13日	—	2日	—	B
船橋市	5日	7日	30日		2日	2日	2日	2日			8日	—	2日	—	B
館山市	5日	7日	30日			3日		3日			6日	—	請求	—	D
木更津市	5日	8日	—	1日		3日		3日			7日	必要	2日	—	D
松戸市	5日	8日	30日								—	—	2日	—	B
野田市	5日	6日	30日	2日		3日		4日			9日	14日	3日	—	B
茂原市	5日	7日	30日	3日		5日		5日			13日	—	2日	—	A
成田市	5日	8日	30日			4日		5日			9日	—	2日	—	B
佐倉市	5日	6日	30日		1日	2日	2日	3日	3日		11日	—	2日	—	D
東金市	5日	7日	30日			3日					3日	14日	必要	必要	B
旭市	5日	5日	30日			3日		3日			6日	14日	2日	必要	A
習志野市	5日	8日	30日	2日		3日		4日			9日	—	2日	—	B
柏市	5日	7日	30日		1日	3日	3日	3日			10日	—	2日	—	A
勝浦市	5日	5日	30日			2日					2日	—	請求	必要	B
市原市	5日	8日	30日	2日		3日		4日			9日	—	2日	—	A
流山市	5日	8日	30日		3日	3日	3日	4日			13日	—	2日	必要	B
八千代市	5日	8日	30日	2日		2日		3日			7日	—	2日	—	B
我孫子市	5日	8日	30日		3日	4日	5日	5日			17日	5日	2日	—	B
鴨川市	5日	7日	—		2日	3日	3日	3日			11日	—	—	—	B
鎌ヶ谷市	5日	7日	30日			2日	3日	5日			10日	—	必要	必要	B
君津市	7日	8日	30日	3日		2日	2日	2日	2日		11日	—	2日	—	B
富津市	5日	6日	30日			3日					3日	14日	2日	—	D
浦安市	3日	8日	30日			3日		3日			6日	—	2日	—	B
四街道市	5日	7日	30日			3日		3日			6日	—	2日	—	B
袖ヶ浦市	5日	7日	30日	2日		2日		3日			7日	—	請求	—	D
八街市	5日	8日	10日			3日					3日	—	2日	必要	D
印西市	5日	7日	30日			3日		5日			8日	—	—	—	D
白井市	5日	8日	—			3日		5日			8日	—	2日	—	C
富里市	5日	6日	30日			3日	3日	3日			9日	—	—	—	B
南房総市	5日	6日	30日			3日		3日			6日	14日	請求	必要	B
匝瑳市	5日	7日	30日	2日		2日		3日			7日	14日	必要	必要	D
香取市	5日	8日	30日			3日		5日			8日	14日	請求	必要	D
山武市	5日	7日	30日			3日					3日	14日	請求	必要	B
いすみ市	5日	5日	30日								—	14日	2日	必要	B
大網白里市	5日	7日	—		2日		3日				5日	—	2日	—	A
酒々井町	5日	5日	—			3日		5日			8日	—	—	必要	D
栄町	5日	5日	—			3日		5日			8日	14日	2日	必要	B
神崎町	5日	6日	30日			3日		3日			6日	14日	請求	—	B
多古町	5日	6日	30日			3日	3日	3日			9日	—	2日	必要	B
東庄町	5日	6日	30日			3日		3日			6日	—	2日	必要	D
九十九里町	5日	7日	30日			3日					3日	14日	請求	必要	B
芝山町	5日	8日	30日	2日		3日		3日			8日	14日	請求	必要	B
横芝光町	5日	7日	30日								—	14日	2日	必要	A
一宮町	5日	5日	—								—	—	請求	必要	B
睦沢町	5日	5日	—								—	14日	請求	必要	D
長生村	5日	5日	30日								—	14日	請求	必要	B
白子町	5日	5日	30日								—	14日	請求	必要	B
長柄町	5日	5日	—								—	14日	請求	必要	B
長南町	5日	5日	—			3日	3日	3日			9日	14日	請求	必要	B
大多喜町	5日	3日	30日								—	—	2日	必要	B
御宿町	5日	3日	—								—	—	—	—	A
鋸南町	5日	5日	—			2日		3日			5日	—	2日	必要	B

※ 「—」は、該当する休暇制度がないことを示す

※ 付与時間、付与日数の「必要」は、それぞれ「任命権者が必要と認める時間」、「任命権者が必要と認める日数」

※ 付与日数の「請求」は、「職員が請求した期間」

※ 夏季休暇は、特別休暇の他に職務専念義務免除等がある場合は、合算した日数

※ 病気(療養)休暇の区分

A:病気休暇の上限期間は、年度内で通算して90日限り

B:1回の病気休暇の上限期間は、90日以内又は3か月以内

C:1回の病気休暇の上限期間は、120日以内又は4か月以内、休暇中は給与の減額なし

D:1回の病気休暇の上限期間は、必要最小限度の期間

※ 介護休暇の区分

A:6か月又は180日以内

B:1年(年度)につき180日以内

C:6か月の介護期間終了後なお、介護を必要とする場合は、再度6か月を限度に休暇を取得可能

D:3年以内

表 I - 3 - 3 労働安全衛生管理体制の整備状況

(平成26年3月31日現在)

	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者等		産業医		衛生委員会		安全委員会	
	選任すべき事業場数		選任すべき事業場数		選任すべき事業場数		選任すべき事業場数		選任すべき事業場数		設置すべき事業場数		設置すべき事業場数	
	事業 場選 数任	選 任 率	事業 場設 数置	選 任 率	事業 場設 数置	選 任 率								
千葉市	3	3 100.0%	1	0 0.0%	22	22 100.0%	287	287 100.0%	22	22 100.0%	22	22 100.0%	1	1 100.0%
銚子市	0	0	0	0	3	3 100.0%	29	29 100.0%	3	3 100.0%	3	3 100.0%	0	0
市川市	2	2 100.0%	3	3 100.0%	14	14 100.0%	102	102 100.0%	14	14 100.0%	14	14 100.0%	2	2 100.0%
船橋市	2	2 100.0%	2	2 100.0%	9	9 100.0%	142	142 100.0%	9	9 100.0%	9	9 100.0%	1	1 100.0%
館山市	0	0	0	0	1	1 100.0%	23	23 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
木更津市	0	0	1	1 100.0%	4	4 100.0%	44	11 25.0%	4	4 100.0%	4	4 100.0%	1	1 100.0%
松戸市	1	1 100.0%	0	0	8	8 100.0%	107	107 100.0%	8	8 100.0%	8	7 87.5%	0	0
野田市	0	0	0	0	2	2 100.0%	49	49 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
茂原市	0	0	0	0	1	1 100.0%	36	36 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
成田市	0	0	0	0	6	6 100.0%	64	64 100.0%	6	6 100.0%	6	6 100.0%	0	0
佐倉市	0	0	0	0	2	2 100.0%	44	44 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
東金市	0	0	0	0	1	1 100.0%	20	20 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
旭市	1	1 100.0%	0	0	5	5 100.0%	28	27 96.4%	5	5 100.0%	5	5 100.0%	0	0
習志野市	0	0	1	1 100.0%	5	5 100.0%	43	43 100.0%	5	5 100.0%	5	5 100.0%	0	0
柏市	2	2 100.0%	3	3 100.0%	10	10 100.0%	2	0 0.0%	10	10 100.0%	10	10 100.0%	1	1 100.0%
勝浦市	0	0	0	0	1	1 100.0%	14	14 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
市原市	0	0	0	0	4	4 100.0%	106	106 100.0%	4	4 100.0%	4	3 75.0%	0	0
流山市	0	0	1	1 100.0%	3	3 100.0%	17	0 0.0%	3	3 100.0%	3	3 100.0%	0	0
八千代市	0	0	1	1 100.0%	4	4 100.0%	49	49 100.0%	4	4 100.0%	4	4 100.0%	0	0
我孫子市	0	0	1	1 100.0%	5	5 100.0%	25	25 100.0%	5	5 100.0%	5	5 100.0%	1	1 100.0%
鴨川市	0	0	0	0	3	3 100.0%	26	26 100.0%	3	3 100.0%	3	3 100.0%	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	2	2 100.0%	22	22 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
君津市	0	0	0	0	2	2 100.0%	50	50 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
富津市	0	0	0	0	2	2 100.0%	20	20 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
浦安市	0	0	0	0	10	10 100.0%	28	28 100.0%	10	10 100.0%	10	10 100.0%	0	0
四街道市	0	0	0	0	3	3 100.0%	25	25 100.0%	3	3 100.0%	3	3 100.0%	0	0
袖ヶ浦市	0	0	0	0	2	2 100.0%	19	19 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
八街市	0	0	0	0	1	1 100.0%	23	23 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
印西市	0	0	0	0	1	1 100.0%	36	36 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
白井市	0	0	0	0	1	1 100.0%	19	19 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
富里市	0	0	0	0	2	2 100.0%	17	17 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
南房総市	0	0	0	0	2	2 100.0%	18	18 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
匝瑳市	0	0	0	0	2	2 100.0%	18	18 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
香取市	0	0	0	0	1	1 100.0%	46	46 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
山武市	0	0	0	0	1	1 100.0%	27	27 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
いすみ市	0	0	0	0	1	1 100.0%	33	33 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
大網白里市	0	0	0	0	3	3 100.0%	16	15 93.8%	3	2 66.7%	3	2 66.7%	0	0
酒々井町	0	0	0	0	1	1 100.0%	5	5 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
栄町	0	0	0	0	1	1 100.0%	10	10 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
神崎町	0	0	0	0	0	0	5	5 100.0%	0	0	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0	2	2 100.0%	10	10 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
東庄町	0	0	0	0	2	2 100.0%	8	8 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
九十九里町	0	0	0	0	1	1 100.0%	4	4 100.0%	1	0 0.0%	1	0 0.0%	0	0
芝山町	0	0	0	0	1	1 100.0%	5	5 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
横芝光町	0	0	0	0	2	2 100.0%	12	12 100.0%	2	0 0.0%	2	0 0.0%	0	0
一宮町	0	0	0	0	1	0 0.0%	4	4 100.0%	1	0 0.0%	0	0	1	0
睦沢町	0	0	0	0	1	1 100.0%	5	5 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
長生村	0	0	0	0	1	1 100.0%	8	0 0.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
白子町	0	0	0	0	1	1 100.0%	8	8 100.0%	1	1 100.0%	1	0 0.0%	0	0
長柄町	0	0	0	0	1	1 100.0%	5	5 100.0%	1	0 0.0%	1	0 0.0%	0	0
長南町	0	0	0	0	1	1 100.0%	8	8 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
大多喜町	0	0	0	0	1	1 100.0%	10	7 70.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
御宿町	0	0	0	0	1	1 100.0%	4	4 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
鋸南町	0	0	0	0	0	0	5	5 100.0%	0	0	0	0	0	0

表 I - 3 - 3 労働安全衛生管理体制の整備状況

(平成26年3月31日現在)

	総括安全衛生管理者 選任すべき事業場数		安全管理者 選任すべき事業場数		衛生管理者 選任すべき事業場数		安全衛生推進者等 選任すべき事業場数		産業医 選任すべき事業場数		衛生委員会 設置すべき事業場数		安全委員会 設置すべき事業場数	
	事業 場選 数任	選 任 率	事業 場選 数任	選 任 率	事業 場選 数任	選 任 率	事業 場選 数任	選 任 率	事業 場選 数任	選 任 率	事業 場設 数置	選 任 率	事業 場設 数置	選 任 率
三芳水道企業団	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
長門川水道企業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香取市東庄町病院組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
国保国吉病院組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
君津中央病院企業団	0	0	0	0	2	2 100.0%	0	0	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
千葉県市町村総合開発事務組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
東葛中部地区結合開発事務組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
館南地区環境衛生組合	0	0	0	0	0	0	2	2 100.0%	0	0	0	0	0	0
佐倉市、酒々井町清掃組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
東金市外三市町清掃組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
山武都市環境衛生組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	0	0	0	0	0	0	2	2 100.0%	0	0	0	0	0	0
印旛衛生施設管理組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西地区衛生組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東総衛生組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
夷隅環境衛生組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
佐倉市、四街道市、酒々井町農業組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
一宮聖苑組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印旛利根川水防事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
布施学校組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
千葉県競馬組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
若狭郡市広域市町村圏事務組合	0	0	0	0	0	0	2	2 100.0%	0	0	0	0	0	0
安房郡市広域市町村圏事務組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
四市複合事務組合	0	0	0	0	1	0 0.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	1	0 0.0%	0	0
東生郡市広域市町村圏事務組合	0	0	1	1 100.0%	3	3 100.0%	8	8 100.0%	3	3 100.0%	3	3 100.0%	0	0
匝瑳市横芝光沢消防組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	2	2 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
山武郡市広域行政組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	9	9 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
香取広域市町村圏事務組合	0	0	0	0	2	2 100.0%	8	8 100.0%	2	2 100.0%	2	2 100.0%	0	0
佐倉市八街市酒々井町消防組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	8	8 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
東總地区広域市町村圏事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西地区消防組合	0	0	0	0	1	1 100.0%	2	2 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
九十九里地域水道企業団	0	0	0	0	0	0	3	3 100.0%	0	0	0	0	0	0
東隅郡市広域市町村圏事務組合	0	0	0	0	0	0	6	6 100.0%	0	0	0	0	0	0
印旛郡市広域市町村圏事務組合	0	0	0	0	0	0	2	2 100.0%	0	0	0	0	0	0
北千葉広域水道企業団	0	0	1	1 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
東総広域水道企業団	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
君津富津広域下水道組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
八匝水道企業団	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
山武郡市広域水道企業団	0	0	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0	1	1 100.0%	1	1 100.0%	0	0
印西地区環境整備事業組合	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
君津広域水道企業団	0	0	0	0	0	0	2	2 100.0%	0	0	0	0	0	0
南房総広域水道企業団	0	0	0	0	0	0	1	1 100.0%	0	0	0	0	0	0
千葉県後期高齢者医療広域連合	0	0	0	0	1	0 0.0%	0	0	1	0 0.0%	1	0 0.0%	0	0

市	11	11 100.0%	14	13 92.9%	149	149 100.0%	1,674	1,620 96.8%	149	148 99.3%	149	146 98.0%	7	7 100.0%
町村	0	0	0	0	18	17 94.4%	116	105 90.5%	18	13 72.2%	17	12 70.6%	1	0
市町村	11	11 100.0%	14	13 92.9%	167	166 99.4%	1,790	1,725 96.4%	167	161 96.4%	166	158 95.2%	8	7 87.5%
一部事務組合等	0	0	3	3 100.0%	19	17 89.5%	74	74 100.0%	19	18 94.7%	19	17 89.5%	0	0
合計	11	11 100.0%	17	16 94.1%	186	183 98.4%	1,864	1,799 96.5%	186	179 96.2%	185	175 94.6%	8	7 87.5%